

第1章 津波災害予防計画

第1節 津波に強いまちづくり計画

第1項 津波に強いまちづくり

- 都市建設課
- 各施設管理課

大規模な地震による津波発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第4節「都市防災計画」、第5節「建築物及び文化財等災害予防計画」及び地震災害対策編第2章第2節「地震に強いまちづくり計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当機関 》

- ・ 都市建設課
- ・ 各施設管理課

第1項 津波に強いまちづくり

《基本方針》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、津波による被害を最小限にするためには、津波に強いまちづくりを進めることが重要である。

今後、津波の被害が予想される本町沿岸部周辺については、津波防護施設の整備や住民避難などハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による推進を規定した「津波防災地域づくりに関する法律」等の活用も検討しながら、将来にわたって安心して暮らすことのできる津波災害に強い地域づくりについて、住民の社会的合意等を図りながら、長期的課題として検討する。

1. 防災まちづくり計画の策定

町は、津波に強いまちづくりを計画的に推進するため、地震災害対策編第2章第2節第1項「地震に強いまちづくり」を準用する他、以下の点に留意することとする。

(1) 防災まちづくりの具体的施策

津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設や防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策の推進に努めるものとする。

2. 防災空間の確保

町は、津波に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、地震災害対策編第1第2節第1項「地震に強いまちづくり」を準用する。

(1) 面的都市基盤整備の推進

避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

(2) 緑化の推進

ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。

(3) 延焼遮断帯の確保

延焼遮断緑地や道路、公園等のオープンスペースを確保するため、街路樹の整備と狭あい道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

3. 指定緊急避難場所、避難路の確保等

(1) 避難施設整備計画の作成

町は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 指定緊急避難場所の指定

町は、延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

1) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

2) 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

3) 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水、津波等については、その水位

よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

(3) 避難路の整備

町は、市街地の状況に応じ避難路を選定し、整備するものとする。

(4) 避難路の確保

町職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努めるものとする。

4. 津波からの防護のための施設の整備等

(1) 町または防潮堤、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖の検討及び工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 町または防潮堤、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。

1) 防潮堤、水門等の点検方針・計画

町は、防潮堤、水門等を管理する者へ、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検、補強等の施設の整備点検を推進し、また要請する。

2) 防潮堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

町は、防潮堤、水門等を管理する者へ、津波による被害の恐れのある地域について、施設の補強整備、水門等の自動化、遠隔操作化等の施設整備を推進し、また要請する。

3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

町は、水門等を管理する者へ、地震発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順について、平常時から管理方法等について具体的検討を行うよう要請する。この場合、水門の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。また、内水排除施設等について、発災に備えて非常用発電装置の準備、点検その他必要な被災防止措置を講ずる。

4) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

津波警報等の迅速な伝達を行うため、沿岸域に同報無線などの防災行政無線の整備等を推進する。

第2節 海岸・河川の整備と管理

第1項 海岸・河川の整備と管理

- 都市建設課
- 農地管理課

第1項 海岸と河川の整備と管理

《 主な担当機関 》

- ・ 都市建設課
- ・ 農地管理課

《 基本方針 》

津波被害を受ける可能性のある本町の海岸線について、海岸線の状況及び沿岸部の土地利用状況等を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備を県へ要請していく。

施設の整備については発生頻度の高い津波を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しても施設の効果が粘り強く発揮できるようにする。

また、水門等の施設は、町と県、並びに操作・点検等を受託した団体等が連携してそれぞれの役割に応じて維持管理を行い有事の際には操作者の安全確保が図られた上で適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておくものとする。さらに、常時閉鎖化や統廃合の措置を講じた上で、廃止できない水門等の自動閉塞化・遠隔操作化等を促進する。

1. 海岸、河川施設 ※県と連携した取り組み事項

(1) 海岸

- 1) 各海岸で想定される津波高の把握及び住民への情報提供
- 2) 地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
- 3) 海岸施設に対する定期的な点検及び補強対策
- 4) 設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備の促進
- 5) 海難船舶、漂流物による航行船舶等の二次災害の防止
- 6) 油類等危険物の流出防止対策の徹底

(2) 河川

- 1) 河口部で津波の遡上が想定される箇所の把握及び住民への情報提供
- 2) 地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
- 3) 設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備を推進する
- 4) 二次災害防止の観点からの低標高部分の内水・排水対策
- 5) 主要河川構造物に対する点検要領と補強対策及び応急復旧要領の策定

第3節 道路等交通関係施設の整備と管理

第1項 道路整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 都市建設課
第2項 道路等の点検・整備計画	<input type="checkbox"/> 都市建設課 <input type="checkbox"/> 農地管理課
第3項 鉄道施設	<input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株式会社 (宮崎総合鉄道事業部)
第4項 漁港施設	<input type="checkbox"/> 漁港管理者

《基本方針》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、道路・鉄道等の公共施設の被害が想定されている。

これらの施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第1項 道路整備計画

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 都市建設課

計画の詳細については、一般災害対策編第1章第13節1項「道路整備計画」を準用する。

第2項 道路施設等の点検・整備計画

《 主な担当機関 》

- ・都市建設課
- ・農地管理課

計画の詳細については、一般災害対策編第1章第13節第3項「道路施設等の点検・整備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期す。

1. 津波襲来時危険箇所における交通規制

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

第3項 鉄道施設

《 主な担当機関 》

- ・九州旅客鉄道株式会社（宮崎総合鉄道事業部）

《 現況 》

本町には、JR日豊本線の日向新富駅があり、通勤・通学の交通機関として利用されている。駅は、災害の際に人的被害が集中する施設となりうるため、これらの乗降客数が、パニックや人的被害の程度に関連する要因となる。

《 計画目標 》

1. 施設、設備の整備点検の実施及び耐震性の確保

津波災害に伴う被害が予想される土木構造物（高架橋・橋梁・土留・切取盛土等）及び電気設備（電力設備・信号保安設備等）の定期的な検査を行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

また、建築物を設計する際には、建造物設計標準（JR九州）により、耐震性を確保する。

2. 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な設置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 脱線復旧訓練
- (5) トンネル防災訓練

3. 防災関係資材の点検整備

復旧機材等を常に整備し、完全な状態にしておく

4. 避難誘導體制等の周知

- (1) 事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- (2) 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。
- (3) 鉄道管理者は、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等をあらかじめ策定するものとする。

5. JR九州における鉄道施設

地震災害対策編第2章第6節第2項「鉄道施設」を準用する。

第4項 漁港施設

《 主な担当機関 》

- ・ 漁港管理者

1. 漁港

- (1) 想定される津波高さの把握及び漁港利用者等への情報提供
- (2) 漁港施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- (3) 油類等危険物の流出防止対策
- (4) 沈船、漂流物等の除去対策

第4節 公益事業等施設災害予防計画

第1項	電気施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 九州電力送配電株式会社
第2項	ガス施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> ガス事業者
第3項	通信施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、電力、電話、ガス、等のライフライン施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

《 主な担当機関 》

- ・九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）
- ・ガス事業者
- ・西日本電信電話株式会社

第1項 電気施設災害予防対策

《 主な担当機関 》

- ・九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）

計画の詳細は、地震災害対策編第1章第4節第1項「電気施設災害予防対策」を準用する。

第 2 項 ガス施設災害予防対策

《 主な担当機関 》

- ・ ガス事業者

計画の詳細は、一般災害対策編第 1 章第 11 節第 2 項「ガス施設災害予防対策」を準用する。

第 3 項 通信施設災害予防対策

《 主な担当機関 》

- ・ 西日本電信電話株式会社

計画の詳細は、一般災害対策編第 1 章第 11 節第 3 項「通信施設災害予防対策」を準用する。

第 5 節 上水道、排水施設災害予防計画

第 1 項 上水道、排水施設災害予防

- 水道課
- 都市建設課
- 水道企業団

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、上水道等の施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常の生活に必要なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や町民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に 3 次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

第 1 項 上水道、排水施設災害予防

《 主な担当機関 》

- ・ 水道課
- ・ 都市建設課
- ・ 水道企業団

計画の詳細については、一般災害対策編第 1 章第 12 節「上水道、排水施設災害予防計画」を準用する。

第6節 危険物等施設の安全確保

第1項 危険物等施設の安全確保

- 消防機関
- 危険物施設管理者
- 県

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

《 主な担当機関 》

- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関
- ・ 危険物施設管理者
- ・ 県

第1項 危険物等施設の安全確保

計画の詳細は、地震災害対策編第1章第7節「危険物等施設の安全確保」を準用する。

第7節 防災基盤・施設等の緊急整備

第1項 防災基盤・施設等の緊急整備

- 各施設管理課
- 消防機関

第1項 防災基盤・施設等の緊急整備

《 主な担当機関 》

- ・各施設管理課
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

地震災害対策編第1章第1節「地震防災緊急事業の推進」、
「新富町国土強靱化地域計画」を準用する。

第 8 節 情報通信施設等整備計画

第 1 項 情報の収集・連絡体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課
第 2 項 被災者への的確な情報伝達体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 消防機関

大規模な地震及び津波発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第 1 章第 17 節「情報通信施設等整備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当機関 》

・ 総務課

第 1 項 情報の収集・連絡体制の整備

《 計画目標 》

町は、消防用無線並びに町役場と避難所、または集落を結ぶ防災行政無線等の整備に努める。

防災関係機関は、地震や津波による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。

1. 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

地震災害対策編第 1 章第 8 節第 1 項「情報の収集・連絡体制の整備」(1) 情報の収集を準用する。

2. 津波監視体制の整備

町は、震度 4 以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図る

ものとする。また、陸上における津波監視場所は、津波監視担当者の安全性の確保のうえ、海岸近くの低地での監視は行わず、安全が十分確保された津波避難ビル等で行うものとする。

なお、潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であることから、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努めるものとする。

3. 町防災行政無線等の整備

一般災害対策編第1章第17節第1項「1.町の無線通信施設」及び第2項「有線通信施設の整備」を準用する。

4. 通信訓練、研修会の実施等

一般災害対策編第1章第17節第5項「（8）通信訓練、研修会の実施等」を準用する。

5. 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

町は、県との連携のもと迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

6. 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

津波に関する情報をより早く伝達して、素早く待避・避難できる体制を準備することが人的被害を防ぐ上で特に重要であり、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等に対する伝達体制を整えておくものとする。

（1）津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

町は、住民等に対し、津波に関する情報の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、サイレン、半鐘等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。なお、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、防災情報処理システムの適正な管理に努めるとともに、防災情報処理システムと町同報無線の自動接続設備の整備を図るものとする。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

また、町は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を明示し、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船、退避等取るべき措置を併せて示すことに配慮する。

（参考） 津波に関する情報の種類

宮崎地方気象台（気象庁）が通知する津波に関する情報の種類は次のとおりである。

1. 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報

- （1）大津波警報→予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
- （2）津波警報 →予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合
- （3）津波注意報→予想される津波の高さは高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
- （4）津波予報→地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合
- （5）津波警報等の解除→津波による災害のおそれなくなったと認められる場合

2. 津波情報

- （1）津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- （2）各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- （3）津波観測に関する情報
- （4）沖合の津波観測に関する情報
- （5）津波に関するその他の情報

3. 地震解説資料

宮崎地方気象台は、津波予報区「宮崎県」に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や宮崎県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を作成して、県及び防災関係機関に提供し、ホームページに公表する。

第2項 被災者への的確な情報伝達体制の整備計画

《 主な担当機関 》

- ・総務課
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

《 計画目標 》

被災者への情報伝達手段として、特に、町防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

1. 情報伝達体制の整備

地震災害対策編第1章第8節第2項「被災者への的確な情報伝達体制の整備計画」を準用する。

第9節 活動体制の整備

第1項	災害応急体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊
第2項	二次災害防止体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 都市建設課 <input type="checkbox"/> 各施設管理課

第1項 災害応急体制の整備

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえ、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 陸上自衛隊

大規模な地震及び津波発生時における対策は、一般災害対策編第1章第15節「防災施設、資機材等整備計画」、第21節「広域応援体制整備計画」及び地震災害対策編第1章第9節第1項「災害応急体制の整備」を準用する。

第2項 二次災害防止体制の整備計画

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査によると、地震・津波後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。地震・津波発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進するものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 都市建設課
- ・ 各施設管理者

大規模な地震及び津波発生時における対策は、一般災害対策編第1章第3節「土砂災害防止計画」及び地震災害対策編第1章第9節第2項「二次災害防止体制の整備計画」を準用する。

第10節 救出・救助・救急・医療体制の整備計画

第1項 救出・救助・救急・医療体制の整備

- 福祉課
- いきいき健康課
- 消防機関

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災の発生と多数の死傷者が想定されている。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

《 主な担当機関 》

- ・福祉課
- ・いきいき健康課
- ・町民こども課
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

第1項 救出・救助・救急・医療体制の整備

大規模な地震及び津波発生時における対策は、一般災害対策編第1章第15節「防災施設、資機材等整備計画」を準用する他、特に地震災害対策編第1章第10節「救出・救助・救急・医療体制の整備」を準用し、万全を期するものとする。

第11節 消火活動体制の整備計画

第1項 消火活動体制の整備

□消防機関

第1項 消火活動体制の整備

《 主な担当機関 》

- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

大規模な地震及び津波発生時における対策は、一般災害対策編第1章第7節「火災予防計画」を準用する他、特に地震災害対策編第1章第11節「消火活動体制の整備計画」を準用し、万全を期する。

第12節 緊急輸送体制の整備計画

第1項 緊急輸送体制の整備

- 総務課
- 都市建設課
- 高鍋警察署
- 県

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定されている。これらの被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備していくものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 都市建設課
- ・ 高鍋警察署
- ・ 県

第1項 緊急輸送体制の整備

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第14節「緊急輸送体制の整備計画」を準用する。

第 1 3 節 避難収容体制の整備計画

第 1 項 避難収容体制の整備

- 総務課
- 都市建設課
- 各施設管理課

大規模な地震及び津波発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第 1 章第 19 節「避難収容体制の整備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第 1 項 避難収容体制の整備

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 都市建設課
- ・ 各施設管理課

《 計画の目標 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定等を行っていくものとする。

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

町は、高齢者、障害者、その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとし、避難所・避難場所であることを示す標識等の設置に努める。

1. 津波避難計画等の策定

(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、津波ハザードマップを作成する他、町の地域特性や平成 25 年 3 月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難情報発令の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容について住民等へ周知を図るものとする。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、県が策定した「津波避難計画策定指

針」に留意するものとする。

2. 避難場所等、避難路の確保

(1) 指定緊急避難場所の確保の検討

町は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な場所を確保し、地域毎に避難の方法等を検討し、避難対策を講じておく。また、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(2) 指定緊急避難場所の確保

町は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の避難場所を確保する。

1) 津波避難ビル

「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月）」に基づき、行政や民間が管理するビルについて、施設管理者と協議により津波避難ビルとしての指定を行う。

2) 高台

高台については、整地やフェンスの設置等を行い、指定緊急避難場所としての整備を行う。

3) 津波避難施設

高層のビルや高台がなく、指定緊急避難場所の確保が困難な地域は、平常時は公民館等として利用でき、災害発生時には指定緊急避難場所として利用できる等の複合型津波避難施設や津波避難タワーの整備を行う。

4) 高速道路

町内に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はその恐れがある場合で、地域住民等が所定の指定緊急避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所として高速道路の一部を一時的に使用する。

(3) 指定避難所の確保

町は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を指定する。

避難所については、次の基準により指定するものとする。

- 1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- 2) 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- 4) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- 5) 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

(4) 避難経路の確保

町は、指定緊急避難場所毎の避難経路の確保を行う。

3. 避難場所等の広報と周知

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等や避難経路等を明示した津波ハザードマップや広報誌等を活用して住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に津波ハザードマップなどの見直しとその充実を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

町は、広報誌等により地域住民に対し避難場所等の周知徹底を図るとともに予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。

(2) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し次の事項の普及に努める。

- 1) 平常時における避難のための知識
- 2) 避難時における心得（特に、徒歩避難の原則、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- 3) 避難収容後の心得

4. 避難施設の安全性確保と設備の整備

一般災害対策編第1章第19節第2項「指定緊急避難場所の整備」及び第3項「指定避難所の整備」を準用する。

5. 応急仮設住宅の供与体制の整備

一般災害対策編第1章第19節第6項「応急仮設住宅供与体制の整備」を準用する。

6. 交通対策

各施設管理者は、それぞれ以下の交通対策を行うものとする。

(1) 各道路管理者

津波浸水のおそれがある地域において、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、あらかじめ当該地域における道路規制の実施方法や周知方法等について、広域的な整合性に配慮しつつ、関係する道路管理者及び交通管理者と調整の上、具体的な対応策を定めるものとする。また、当該地域において道路規制を行う計画を定めた場合は、あらかじめ住民へ周知するものとする。

第 1 4 節 災害備蓄物資等整備計画

第 1 項 備蓄物資の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> いきいき健康課 <input type="checkbox"/> 都市建設課 <input type="checkbox"/> 環境水道課 <input type="checkbox"/> 水道企業団
第 2 項 食糧及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 財政課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> いきいき健康課 <input type="checkbox"/> 環境水道課 <input type="checkbox"/> 水道企業団

第 1 項 備蓄物資の整備計画

《 基本方針 》

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

町は、次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮するものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 福祉課
- ・ いきいき健康課
- ・ 都市建設課
- ・ 水道課
- ・ 水道企業団

計画の内容は、一般災害対策編第 1 章第 16 節第 1 項「備蓄物資の整備計画」を準用する。

第2項 食糧及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

《 基本方針 》

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 財政課
- ・ 福祉課
- ・ いきいき健康課
- ・ 水道課
- ・ 水道企業団

計画の内容は、一般災害対策編第1章第16節第2項「食糧及び生活必需品等の調達、供給体制の整備」を準用する。

第 1 5 節 要配慮者に係る安全確保体制の整備

第1項 社会福祉施設等の防災体制の充実	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> いきいき健康課 <input type="checkbox"/> 消防機関
第2項 避難行動要支援者の救護体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> いきいき健康課 <input type="checkbox"/> 消防機関
第3項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> いきいき健康課 <input type="checkbox"/> 消防機関
第4項 観光客等及び外国人に対する防災対策の充実	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 産業振興課 <input type="checkbox"/> 消防機関

《 基本方針 》

近年の災害では、高齢者、障がい者、外国人等その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、町及び津波浸水想定区域内にある要配慮者を入所させる社会福祉施設、学校等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、津波災害から要配慮者を守るため、日頃より避難訓練の実施等に取り組むとともに、必要に応じ高台移転等も含め、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

（1）発災時間と対策との対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

（2）行政と地域住民との協力体制の整備

広範囲な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

このため、要配慮者の安全確保においても自主防災組織等、近隣住民の協力が重要となる。

（3）要配慮者としての外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本町に居住あるいは来訪する外国人の動向は増加し、アジア地域の人々が増える等多様化してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性が高まってきている。

したがって、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する情報提供や防災教

育及び防災訓練等の実施が必要である。

第1項 社会福祉施設等の防災体制の充実

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 福祉課
- ・ いきいき健康課
- ・ 町民こども課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第22節第1項「社会福祉施設、病院等の対策」を準用する。

第2項 避難行動要支援者の救護体制の整備

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 福祉課
- ・ いきいき健康課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第22節第2項「避難行動要支援者救護体制の整備」を準用する他、特に以下の措置を講じて万全を期するものとする。

1. 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護または担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

第3項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 福祉課
- ・ いきいき健康課
- ・ 町民こども課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第22節第3項「要配慮者対策」を準用する。

第4項 観光客等及び外国人に対する防災対策の充実

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ まちおこし政策課
- ・ 町民こども課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第22節第4項「観光客等及び外国人に対する防災対策の実施」を準用する。

第16節 防災関係機関の防災訓練の実施

第1項 防災関係機関の防災訓練の実施	<input type="checkbox"/> 各課 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 防災関係機関
--------------------	---

第1項 防災関係機関の防災訓練の実施

《 基本方針 》

防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとする。

《 主な担当機関 》

- ・各課
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関
- ・防災関係機関

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第25節「訓練計画」を準用する他、南海トラフ地震を想定した以下の訓練を実施するものとする。

1. 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
2. 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
3. 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

4. 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
5. 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練
6. 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項は以下のとおり。
 - (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
 - (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。

第17節 災害復旧・復興への備え

第1項 災害復旧・復興への備え

□各課

《 基本方針 》

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

《 主な担当機関 》

・各課

第1項 災害復旧・復興への備え

計画の詳細については、一般災害対策編第1章第26節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第18節 防災知識の普及計画

第1項 防災知識の普及

- 総務課
- 福祉課
- いきいき健康課
- 町民課
- 教育総務課
- 生涯学習課
- 消防機関

第1項 防災知識の普及

《 基本方針 》

大規模地震津波は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため町及び防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 福祉課
- ・ いきいき健康課
- ・ 町民課
- ・ 教育総務課
- ・ 生涯学習課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細は、一般災害対策編1章第24節「防災知識普及計画」を準用する。

第19節 自主防災組織整備計画

第1項	自主防災組織育成計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 消防機関
第2項	自主防災活動計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 消防機関
第3項	事業所防災活動の推進	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 各施設管理者 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 事業所

《 基本方針 》

本町では、安全で快適なまちづくりのための施策が推進されているが、地域全体を安全にするためには関係機関の防災活動だけでなく、地域住民みんなの参加が重要である。また、住民自らが自分達のまちを守ろうとすることは、災害の未然防止や、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成にもつながるものである。そのため、町は、行政区単位での地域住民を中心とした自主防災組織の育成を、支援、助成していくことを基本に、「災害に強いまちづくり」を目指して地域の防災体制の確立を図る。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成や、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化を目指す。さらに、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び充実を図るほか、住民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図り、住民は防災活動の参加に努めるものとする。自主防災組織として、次のような組織に分けて育成・強化を図る。

- (1) 地域住民を中心とした行政区及び学校区単位の「地域自主防災組織」
- (2) 危険物や文化財等を管理する機関、企業等の組織単位の「職域自主防災組織」

また、自主防災組織の活動にあたっては、「どういう災害が起きやすいのか」、「災害が起きたときどうするのか」が重要であるため、以下の方針に従い、住民の自主防災活動への積極的参加を促す。

- 1) 地域内の危険要素や危険箇所の調査点検とその周知徹底
- 2) 避難路・避難所を含む防災施設・資機材の整備とその周知徹底
- 3) 情報収集・伝達経路の確立
- 4) 防災訓練の実施

第1項 自主防災組織育成計画

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第23節第1項「自主防災組織育成計画」を準用する他、地震災害対策編第1章第14節第1項「5. 地域の自主防災組織の設置」を準用する。

第2項 自主防災活動計画

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第23節第2項「自主防災活動計画」を準用する。

第3項 事業所防災活動の推進

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関
- ・ 各施設管理者
- ・ 事業所

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第23節第3項「事業所防災活動の推進」を準用する他、本町は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、その地域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者に対し、対策計画の策定を促進する。

第20節 ボランティアの環境整備計画

第1項 ボランティアの環境整備

- 福祉課
- 日本赤十字社
- 社会福祉協議会
- ボランティア団体

《 基本方針 》

大規模な地震及び津波が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第1項 ボランティアの環境整備

《 主な担当機関 》

- ・ 福祉課
- ・ 日本赤十字社
- ・ 社会福祉協議会
- ・ ボランティア団体

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第27節「ボランティアの環境整備計画」を準用する。

第21節 地区防災計画の策定

第1項 地区防災計画の策定

□総務課

第1項 地区防災計画の策定

《 主な担当機関 》

- ・ 防災基地対策課

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第28節「地区防災計画の策定」を準用する。

第22節 災害教訓の伝承

第1項 災害教訓の伝承

- 総務課
- 生涯学習課

第1項 災害教訓の伝承

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 生涯学習課

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第29節「災害教訓の伝承」を準用する。

第23節 津波災害に関する調査及び観測等の推進

第1項 津波災害に関する調査及び観測等の推進

- 都市建設課
- 防災関係機関

第1項 津波災害に関する調査及び観測等の推進

《 主な担当機関 》

- ・ 都市建設課
- ・ 防災関係機関

津波による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な津波対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、令和元年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を更新を行ったところであるが、今後、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を必要に応じて検討する必要がある。

1. 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震・津波災害の実例から明らかである。したがって、町は、県及び防災関係機関と協力し、過去の地震・津波災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 災害対策本部、災害警戒本部組織計画

第1項 災害対策本部及び
災害警戒本部組織計画

総務対策班
 関係機関

第1項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 関係機関

1. 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止基準【 資料編*1 参照 】

一般災害対策と同様に、本町の地域において大規模な地震及び津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に基づき「新富町災害対策本部」（以下「町災対本部」という。）及び「新富町災害警戒本部」（以下「町警戒本部」という。）を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

大規模な地震及び津波災害における対策は、本項の定める他、地震災害対策編第2章第1節「災害対策本部、災害警戒本部組織計画」を準用する。

（1）町災対本部及び町警戒本部の設置

《町災対本部及び町警戒本部の設置基準》		
	町警戒本部設置基準	町災対本部設置基準
本部長	町 長	町 長
設置基準	1) 震度5弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき 2) その他、本部長が必要と認めたとき	1) 震度6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき 2) 津波予報区「宮崎県」に津波警報以上が発表されたとき 3) その他、本部長が必要と認めたとき

*1 ●資料 1.1.1 「新富町防災会議条例」参照

(2) 町災対本部及び町警戒本部の設置場所

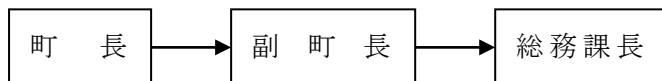
町災対本部及び町警戒本部は、町長の指揮する場所に設置する。

町災対本部が被災しその機能を果たさない場合は、代替候補地を検討する。

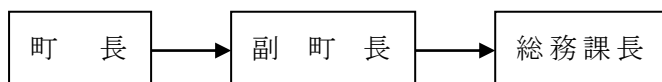
	設置場所	災害時優先登録電話	備考
通常	新富町役場	33-4140	
代替候補地	新富町総合交流センターきらり	33-1022	

(3) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

町災対本部の設置後、自衛隊災害派遣要請依頼等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



又、災害のため、交通及び通信手段の途絶した場合を考慮し、災対本部等の設置判断等が必要な意思決定権者代理順位は次のとおりである。



(4) 水防本部

町（水防管理団体）は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- 1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2) 津波からの避難誘導
- 3) 土嚢等による応急浸水対策
- 4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 5) 救助・救急
- 6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 7) 水防活動に従事する者の安全の確保
- 8) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 9) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- 10) 水防資機材の点検、整備、配備

第2節 職員の参集及び動員

第1項 動員配備・応急活動体制

- 総務対策班
- 各施設管理班

第1項 動員配備・応急活動体制

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 各施設管理班

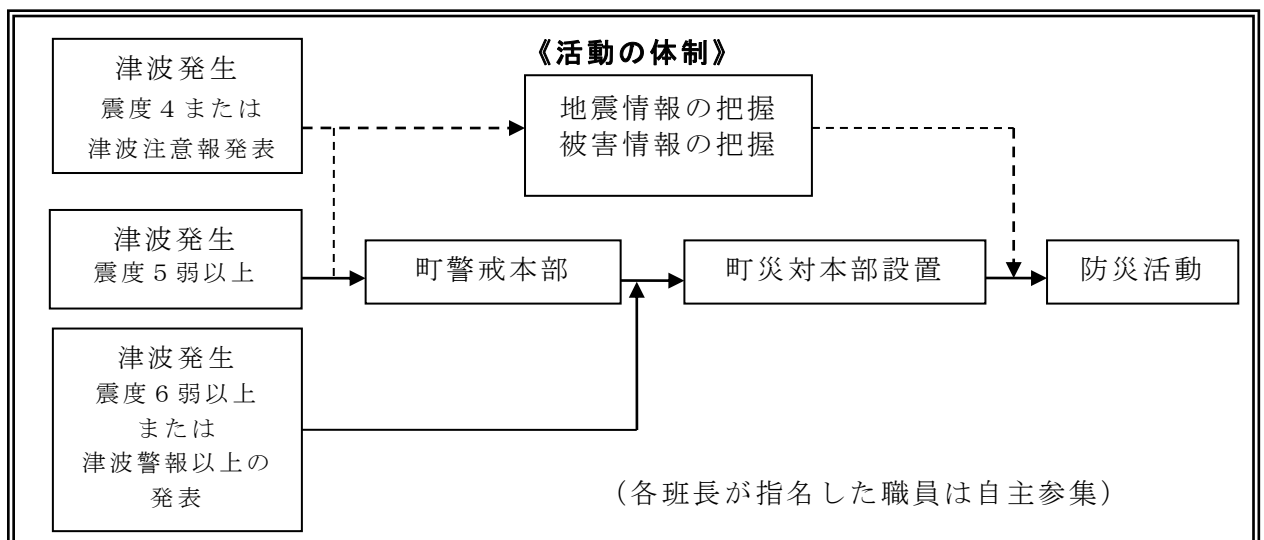
町及び防災関係機関は、大規模地震及び津波災害発生時において、迅速かつ的確な初動対応を実施するため、町災対本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して、職員の動員配備・応急活動体制を定める。発災時は、これに従い町災対本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

1. 町災対本部等の設置基準と配備体制

津波発生時の配備体制等は、本項に定める他、地震災害対策編第3章第3節第1項「動員配備・応急活動体制」を準用する。特に、津波災害に対する措置は、以下の事項に留意して取り組み、万全を期する。

(1) 活動体制

町長は、大規模地震及び津波が発生した場合において、直ちに災害対策本部を設置し、全職員をもって本計画に基づき、防災活動を遂行する。



《町災対本部設置基準》

本町近郊に

- 1) 震度 4 以上の地震が発生したとき、または、津波予報区「宮崎県」に津波注意報が発表されたときは、地震及び津波情報の把握に努め、情報連絡本部を設置する
- 2) 震度 5 弱以上の地震が発生したときは、町警戒本部を設置する。
- 3) 震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または、津波予報区「宮崎県」に津波警報以上が発表されたときは、直ちに町災対本部を設置するとともに、第 4 配備体制を敷く。

2. 町災対本部等の設置場所

町災対本部等は、原則として町役場内に設置するが、町役場が被災により使用不可能な場合には、他の事務所の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

3. 夜間・休日発災時の本部機能の確保

夜間及び休日において、大規模な地震及び津波が発生したと予想される場合、町災対本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう本部機能確保の措置を講じる。

(1) 非常参集

津波災害に対する措置は、以下の事項に留意して取り組む。

あらかじめ定める配備要員は、所定の動員方法によるほか、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報を確認し、次の基準により、自主的に町役場に登庁するものとする。

配 備 体 制	自 主 参 集 の 基 準
情報連絡本部設置 第 2 配備体制	本町近郊に震度 4 以上の地震が発生したとき 津波予報区「宮崎県」に津波注意報が発表されたとき
町警戒本部設置 第 3 配備体制	本町近郊に震度 5 弱以上の地震が発生したとき
町災対本部設置 第 4 配備体制	本町近郊に震度 6 弱以上の地震が発生したとき 津波予報区「宮崎県」に津波警報以上が発表されたとき

(2) 緊急初動班の設置

地震災害対策編第 2 章第 3 節第 1 項「3. (2) 緊急初動班の設置」を準用する。

《応急対策の時間的目安》

時間 主な応急対策	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～3日目位まで	地震発生3日目位～1週間位まで
被害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> 各班からの被害情報の収集伝達 消防本部、消防団等からの被害情報の収集伝達 その他関係機関からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等の被害情報の収集伝達 ライフライン被害情報の収集伝達 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 被災者の生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活情報の収集伝達
住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（特に火災発生）に関する情報 避難情報及び安全な避難所に関する情報 パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種被害状況に関する情報 避難所に関する情報 救援救護に関する情報 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン等の復旧状況に関する情報 避難所に関する情報・救援救護に関する情報 各種相談窓口開設に関する情報
避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営 避難人員及び避難状況の把握 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営 避難所への飲料水、食糧、生活必需品等の供給 仮設トイレの設置及び衛生管理 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難人員、生活状況の実態把握
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の派遣要請と受入れ 災害救助法適用の申請 県、周辺市町への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援の受入れ 救援物資の受入れ ボランティアの受入れ 	
人命救出・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 医療救護所の開設、運営 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救急医療活動 メンタルケア
救援	<ul style="list-style-type: none"> 救護活動 食糧、飲料水の確保及び供給 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、飲料水の供給 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 水道復旧による生活用水の供給 救援物資の配給
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送 交通規制 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送 交通規制 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 緊急交通路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> 火災の初期消火 火災の延焼状況の予測 危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 火災の延焼拡大の防止 危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 要配慮者及び避難行動要支援者（要配慮者のうち自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者）の施設への受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 要配慮者及び避難行動要支援者（要配慮者のうち自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者）の施設への受入れ
遺体捜索・収容埋葬		<ul style="list-style-type: none"> 遺体の捜索、搬送 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容埋葬
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧
廃棄物対策			<ul style="list-style-type: none"> ゴミ、し尿処理 災害廃棄物処理
生活再建			<ul style="list-style-type: none"> 災害相談窓口の開設 罹災証明等発行の準備 応急仮設住宅建設の準備 被災建物応急修理の準備 学校再開の準備

第3節 発災後の情報の収集及び通信の確保

第1項	津波に関する情報の迅速な伝達等	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 商工対策班 <input type="checkbox"/> 各施設管理班
第2項	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 各施設管理班

地震及び津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、津波情報（津波予想到達時刻、予想津波高さ）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。このため、地震・津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努める。

第1項 津波に関する情報の迅速な伝達等

《 基本方針 》

地震や津波の被害を最小限にとどめるため国、県、町及び放送機関等は地震及び津波に関する情報を迅速かつ正確に沿岸住民、漁業・港湾関係者等に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。

また、町は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・商工対策班
- ・各施設管理班

1. 津波警報等・津波予報・津波情報の伝達

津波警報等は日本の沿岸を66の津波予報区に分け、気象庁から発表される。

宮崎県沿岸は津波予報区「宮崎県」として発表され、宮崎地方気象台を經由し県、

関係機関、町、町民へと伝達されることになる。

(1) 津波警報等、津波予報、津波情報の発表及び解除とその基準

津波警報等、津波予報、津波情報の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。

津波警報等、津波予報、津波情報の種類及び発表基準等は次表のとおりである。

1) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって津波による災害の恐れがある場合	0.2m < 高さ ≤ 1m	1m	(標記なし)	海岸堤防等のない地域で浸水の恐れのある地区の人は、高台や津波浸水区域外まで避難する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近付いたりしない。

①津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

4. 津波情報

①津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 津波情報の種類と発表内容

津波情報	津波到達予測時刻・予想される津波高さに関する情報	各津波予報区の津波到達時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から想定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

表 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び測定値については、観測された津波高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区と対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

表 最大波の観測値及び推定値の発表内容

(沿岸から 100 km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100 km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

②津波情報の留意事項等

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ.津波予報

津波発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波予報の電文例は次の通りである。

1) 津波予報発表の例

津波予報

平成 年 月 日 時 分 福岡管区気象台発表

津波予報をお知らせします

————— 津波予報の本文 —————

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです

〈津波〉

* 山口県瀬戸内海沿岸、* 福岡県瀬戸内海沿岸、* 大分県瀬戸内海沿岸
これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難して下さい

津波注意報を発表した沿岸は、次のとおりです

〈津波注意〉

山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます
山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸

————— 津波予報の解説 —————

〈津波〉

高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください

〈津波注意〉

高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください

2) 津波予報の切り替えの例

津波予報

平成 年 月 日 時 分 福岡管区気象台発表

津波予報の切り替えをお知らせします

津波予報の本文

津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです

〈津波から津波注意への切り替え〉

福岡県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸

津波予報の発表状況

現在津波予報を発表している沿岸は次のとおりです

〈津波〉

山口県瀬戸内海沿岸

〈津波注意〉

山口県日本海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、

大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県

これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかも知れませんが、被害の心配はありません

津波予報の解説

〈津波〉

高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください

〈津波注意〉

高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください

3) 津波予報解除の例

津波予報

平成 年 月 日 時 分 福岡管区気象台発表

津波予報の解除をお知らせします

————— 津波予報の本文 —————

津波警報を解除した沿岸は次のとおりです

山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです

山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県
これらの沿岸では、今後もしばらく海面変動が続くと思われま

————— 津波予報の発表状況 —————

津波予報を全て解除しました

4) 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）の例

津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）

平成 年 月 日 時 分 福岡管区気象台発表

[津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報]

津波到達予想時刻及び予想される津波の高さは次のとおりです

予報区名	津波到達予想時刻	予想される津波の高さ
〈津波〉		
山口県瀬戸内海沿岸	既に津波到達と予想	2 m
福岡県瀬戸内海沿岸	既に津波到達と予想	2 m
大分県瀬戸内海沿岸	既に津波到達と予想	1 m
〈津波注意〉		
山口県日本海沿岸	日 時 分	0.5m
福岡県日本海沿岸	日 時 分	0.5m
大分県豊後水道沿岸	日 時 分	0.5m
宮崎県	日 時 分	0.5m

なお、場所によっては津波の高さが「予想される津波の高さ」より高くなる可能性があります

これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかも知れませんが、被害の心配はありません

[震源、規模]

きょう 日 時 分ころ地震がありました

震源地は、周防灘（北緯 33.8 度、東経 131.2 度、下関の東南東 30 km 付近）で、震源の深さは 10 km、地震の規模（マグニチュード）は 7.1 と推定されます

(3) 津波予報区

津波予報区	区 域
宮崎県	宮崎県

(4) 津波警報等・津波情報伝達組織による迅速な伝達

津波の警報・注意報は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は別表の津波警報等・津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確に津波警報等を伝達するものとする。

別表 津波警報・注意報及び情報は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

1) 町による情報の伝達

ア. 町は、次の津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び所在の官公署へ速やかに周知し、必要に応じ避難指示を行うものとする。

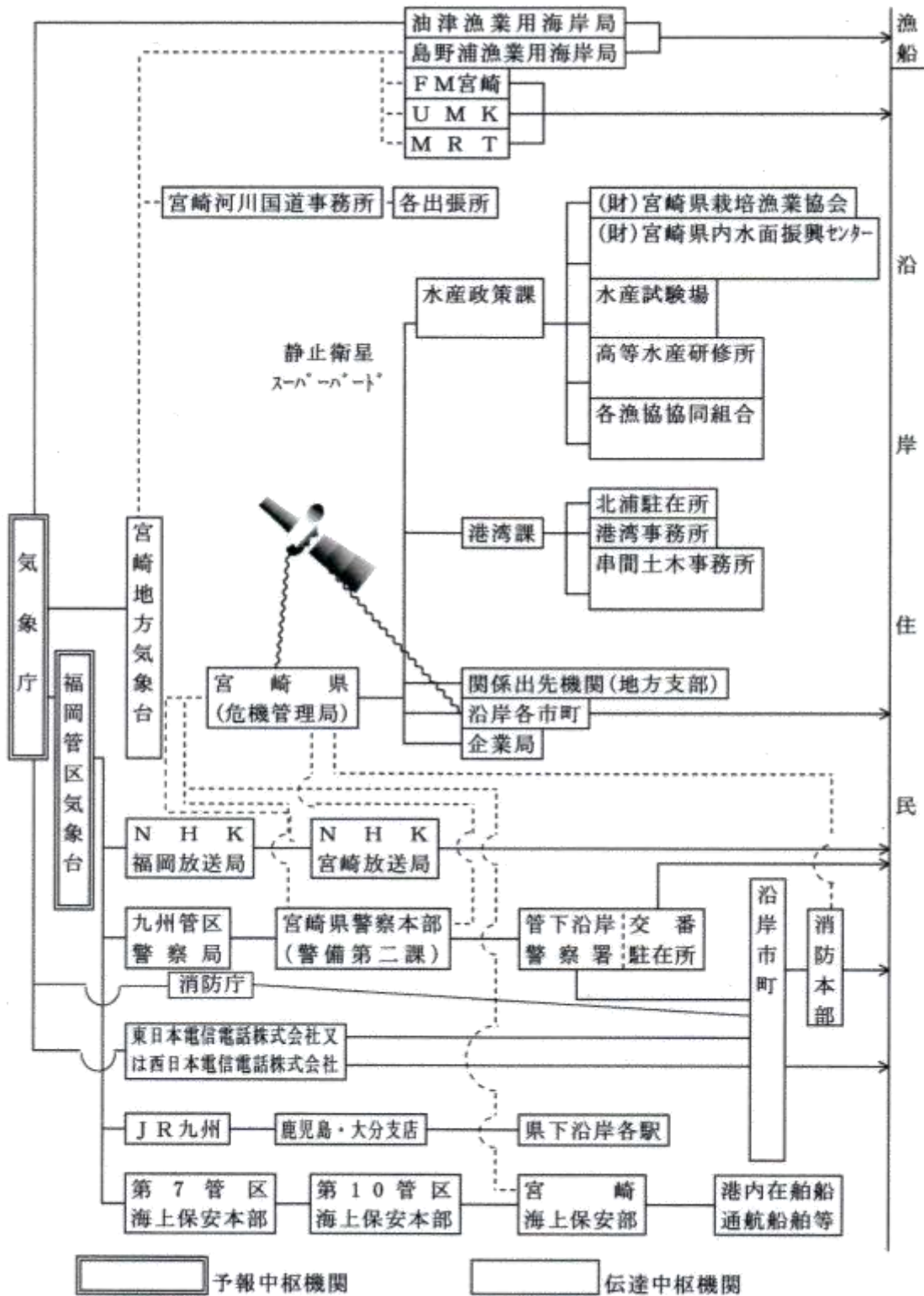
また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波に関する情報に接したときは、直ちに住民に周知するなど臨機な措置を行うものとする。

なお、住民への伝達については要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を行うものとする。

イ. 町は、速やかな津波警報・注意報の伝達を行うため、町防災行政無線等の整備に努めるものとする。

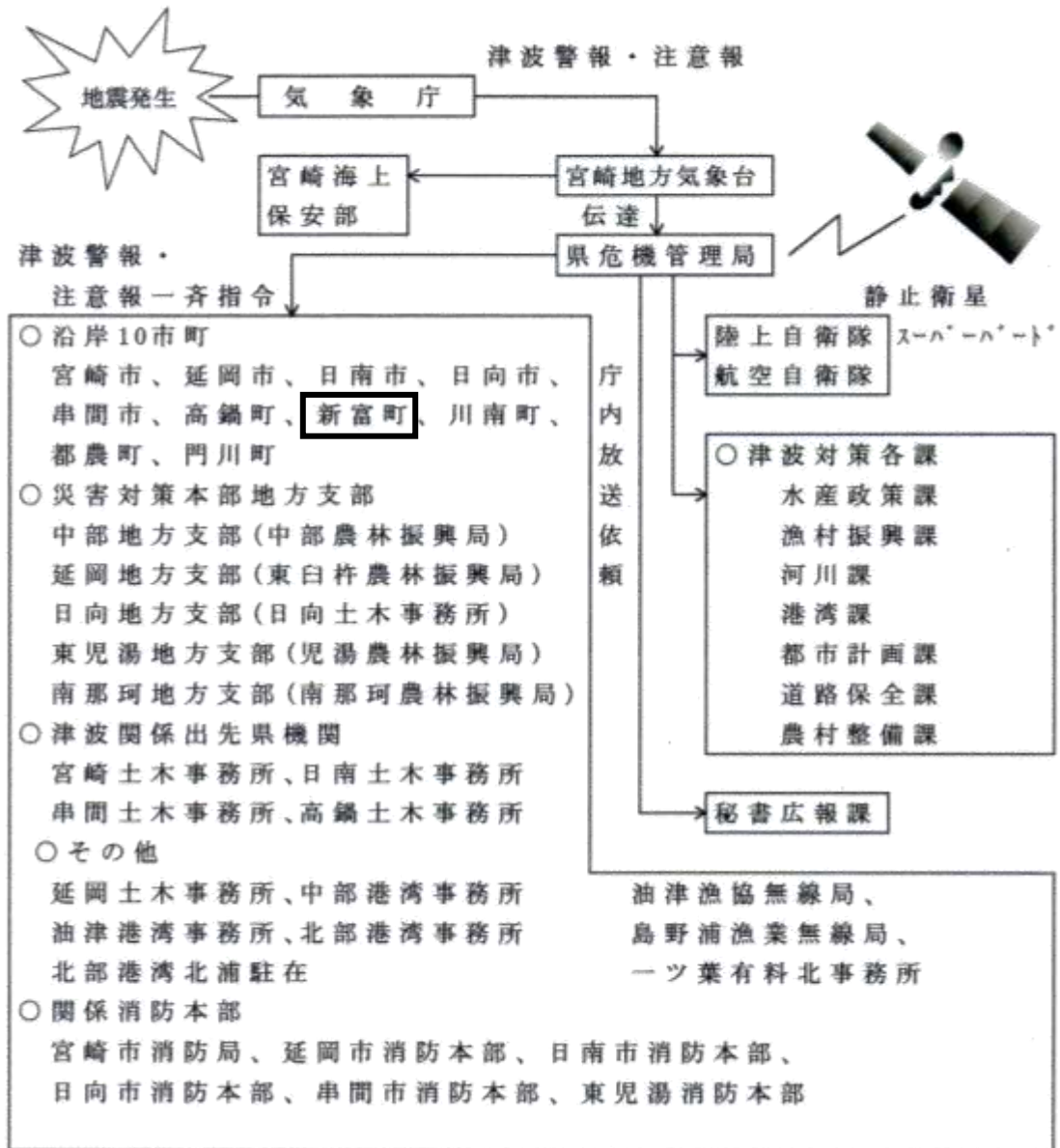
ウ. 気象庁の警報事項を適時に受けることのできない場合であって、町長が独自の観測（潮位の変化）等で津波警報を発した場合は、異常現象の発見体制にならって県を通じ宮崎地方気象台に通報するものとする。

津波警報等・津波情報伝達組織


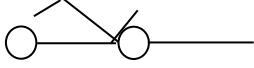

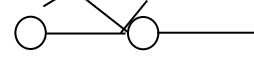
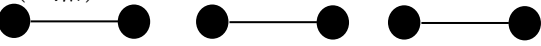
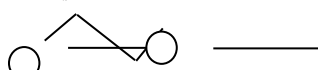
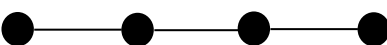



(注)1 災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣するなどの方法によって津波警報・注意報の確保に努めるものとする。
 2 情報には地震情報と津波情報がある。

図 情報伝達経路



津波警報等の標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点と2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約10秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1. 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

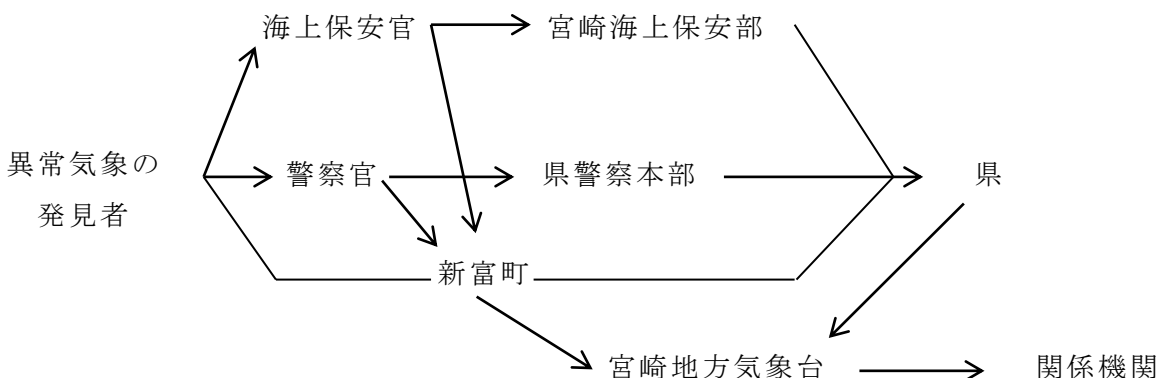
2. 津波潮位の監視

(1) 異常現象を発見した者の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、町長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、町長がこれを受けた場合は県知事（危機管理局）及び宮崎地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は町長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに宮崎地方気象台に通報し、地震及び津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。

図 異常現象発見者の速報系統図



(2) 高台等からの監視

町においては、潮位監視のために職員を海岸近くに配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行うものとする。

3. 沿岸住民、釣り人等の避難誘導

津波による被害を最小限にするためには、一刻も早い避難が決め手となるので、関係機関は速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(1) 沿岸住民等への避難指示の実施

町は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表された場合や強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い期間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長自らの判断で、海浜にある者（その沖合にある者を含む。以下同じ。）に対し、直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示をするものとする。また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民等に対し避難するよう指示するものとする。

町長が必要と認める場合は、避難指示について放送機関に放送要請し行うものとする。この場合、原則として県を通じてこれを行うものとする。

町長はあらかじめ、沿岸部に居住する者及び活動する者に対し、避難の心得を周知徹底しておく。

(2) 速やかな避難誘導の実施

町は、海浜にある者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた指定緊急避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行うものとする。

ただし、津波到達予想時刻等により誘導実施者の避難時間及び安全確保が確認できる場合に限り行うものとする。

なお、海岸付近の住民等は、津波警報が発表された場合や震度4以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定された指定緊急避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。

海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難すること。

(3) 避難情報発令の基準

津波による災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合は、対象地域の居住者、残留者に対し、避難の立ち退きを指示する。

《避難指示の発令基準（津波）》

発令基準	発令対象地域	
・津波予報区「宮崎」に津波注意報及び津波警報、大津波警報が発表されたとき ・町長が必要と判断したとき	津波注意報	海の中や海岸、漁港 富田浜入江、富田浜公園及び日の出地区 地区を含む海岸地域【資料編*2 参照】
	津波警報	巨大地震最大クラスの津波浸水予想区域にある全地区
	大津波警報	

(4) 津波に関する情報の伝達等

- 1) 防災行政無線等を活用してその区域内の居住者、団体（以下「居住者等」という。）及びその区域内に一時滞在する観光客、釣り客・ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が正確かつ広範に伝達する。
- 2) 津波警報等の伝達について、その経路及び方法を明示し、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船、退避等のとるべき措置等を伝達する。

(参考) 津波の避難指示文例 [防災行政無線] ・緊急放送、緊急放送。「避難指示」発令 ・こちらは新富町役場です。 (新富町の災害対策本部です。) ・ただいま、津波注意報が発表されたため、富田浜入江、富田浜公園及び日の出地区を含む新富町沿岸の海岸地域に避難指示を発令しました。 ・海の中や海岸付近は大変危険です。ただちに海岸地域から離れ、近くの高台等の安全な場所に避難してください。 ・また、その他の地域の方も、海岸付近には決して近づかないでください。 (繰り返し放送) [広報車] こちらは、新富町広報車です。 (こちらは、新富町の災害対策本部の広報車です。) ○○時○○分、○○地区に津波注意報に伴う避難指示が発令されました。 ○○地区の住民の皆さんは、直ちに○○○へ（高台など安全な場所に）避難してください。 (繰り返し放送)
--

*1 ● 資料 津 2.3.1「新富町の海岸地域」

[放送機関への放送要請を行う場合]

放送申込書							
放送要請の理由	津波警報発表に伴い新富町長から避難指示の放送要請があった。						
放送事項	津波警報が発表されたことに伴い、〇〇時〇〇分に新富町長から同町の地区の住民への避難指示が出されました。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名 (ふりがな)</th> <th>避難場所名 (ふりがな)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇地区</td> <td>〇〇〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇地区</td> <td>〇〇〇〇公民館</td> </tr> </tbody> </table>	地区名 (ふりがな)	避難場所名 (ふりがな)	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇小学校	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇公民館
	地区名 (ふりがな)	避難場所名 (ふりがな)					
	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇小学校					
〇〇〇〇地区	〇〇〇〇公民館						
速やかに避難をお願いいたします。							
その他必要な事項	文字及びアナウンスにより放送願います。						
平成 年 月 日 (放送機関) 様	宮崎県危機管理課長 氏名 印						

注) 町長から県知事に対し放送要請を依頼する場合は、これに準ずる。

4. 被害状況の早期把握

(1) 地震情報等の連絡

地震が発生した場合、地震情報及び津波等の連絡が、福岡管区及び宮崎地方気象台から、県及び「震度情報ネットワークシステム」を通して町及び関係機関へ伝達される。町は、あらかじめ定めた手法により、速やかに住民に伝達する。なお、県及びN T T情報案内センター、その他からの伝達を待つことなく、放送等により情報を把握し、住民等への伝達に努める。

1) 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

2) 事前措置

町は、住民等へ地震（本震・余震）及び津波に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。津波に関する情報を伝達する際には、直ちに高台へ避難するよう広報する。又、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

(2) 被害規模の早期把握のための活動

町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へきている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

町は、被害規模を早期に把握するため、地震情報から被害の発生が予想される地域を中心として、参集職員の参集途上における視認情報、110番及び119番通

報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

町は、県・自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察等が実施するヘリコプターによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

1) 重点的に把握すべき被害概況等

- ア. 要救助者の把握
- イ. 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- ウ. 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀）
- エ. 道路、鉄道の被害（橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所）
- オ. 崖崩れの状況（位置、被災戸数）
- カ. 道路渋滞の状況

5. 第1次被害情報等の収集・連絡

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

町、防災関係機関は、地震後直ちに津波に対する安全性を確認した上で被害概況の把握を行い、県に対し報告する。報告は防災情報処理システムもしくは電話、FAX等により行う。

(2) 被害情報の収集

地震災害対策編第2章第2節第1項「2. (7) 地震被害情報の収集」を準用する。

6. 被害情報、応急対策活動情報の連絡

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に県及び町災害対策本部に連絡する。

町災害対策本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

(1) 情報伝達の流れ

地震災害対策編第2章第2節第1項「2. (8) 1) 情報伝達の流れ」を準用する。

(2) 被害情報等の伝達手段

地震災害対策編第2章第2節第1項「2. (8) 2) 被害情報等の伝達手段」を準用する。

(3) 被害情報等の伝達の要領

地震災害対策編第2章第2節第1項「2. (8) 3) 被害情報等の伝達要領」を準用する。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

地震災害対策編第2章第2節第1項「2. (10) 各機関の情報収集・伝達活動」を準用する。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

一般災害対策編第2章第7節第3項「被害情報の報告基準」を準用する。

7. 被害状況等の集約

新富町災害対策本部は、被害状況等の情報を集約し、とりまとめる。

8. 町民への広報

(1) 広報活動

1) 広報内容

ア. 被災地住民等に対する広報内容

県、町、防災関係機関は、被災地の住民や地震の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

(ア) 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)

(イ) 避難情報が発令されている地域、避難情報の内容

(ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ

(エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

(オ) 近隣の助け合いの呼びかけ

(カ) 公的な避難所(福祉避難所を含む)、救護所の開設状況

(キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況

(ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況

(ケ) 救援物資、食糧、水の配布等の状況

(コ) し尿処理、衛生に関する情報

(カ) 被災者への相談サービスの開設状況

(シ) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報

(ス) 臨時休校等の情報

(セ) ボランティア組織からの連絡

(ソ) 全般的な被害状況

(タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

イ. 被災地外の住民に対する広報内容

県、町、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

(ア) 避難情報が発令されている地域、避難情報の内容

(イ) 流言、飛語の防止の呼びかけ

(ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

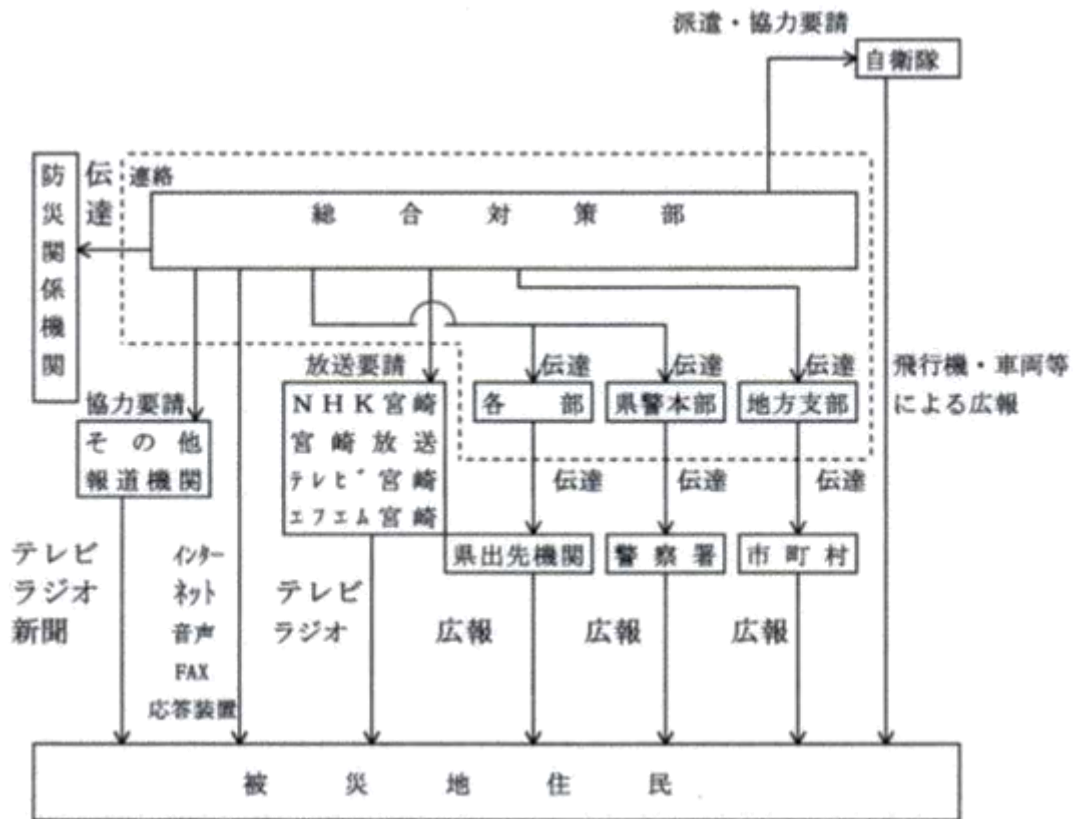
(エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ

(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)

- (オ) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (カ) 全般的な被害状況
- (キ) 防災関係機関が実施している対策の状況

2) 広報手段

広報活動実施系統図



ア. 報道機関への依頼

町、防災関係機関は、県に対し、報道機関を通じた広報に関する要請を行う。県はその旨を報道機関に対して依頼し、町、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

イ. 独自の手段による広報

県、町、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (ア) 防災行政無線(同報系)
- (イ) 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- (ウ) 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- (エ) 広報車による呼びかけ
- (オ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (カ) ビラの配布

- (キ)有線放送
- (ク)携帯電話（緊急速報メールを含む）
- (ケ)インターネット（ホームページ等）
- (コ)パソコン通信
- (カ)立看板、掲示板

ウ. 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は、一般災害対策編第2章第4節第2項「派遣要請要領」を準用する。

(2) 報道機関への対応

1) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼に対しては、県、町、防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

2) 報道機関への発表

ア. 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

イ. 発表は、原則として災害対策本部まちおこし政策班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ. 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮するものとする。

エ. 災害対策本部まちおこし政策班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第2項 通信手段の確保

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・各施設管理班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章7節第4項「通信計画」を準用する。

第4節 広域応援活動計画

第1項 広域応援活動	<input type="checkbox"/> 総務対策班
第2項 自衛隊災害派遣要請	<input type="checkbox"/> 総務対策班

第1項 広域応援活動

《 基本方針 》

災害の規模によっては、町独自では応急活動等に支障をきたすことが予想されるため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに相互応援協定等に基づき、応援を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するとともに、受入れ体制の確保を図る。

また町は、他市町村で災害が発生し、あるいは発生するおそれのある場合、人的、物的応援を迅速、的確に実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第5節「広域応援活動計画」を準用する。

第2項 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

《 基本方針 》

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期するものとする。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 救助・救急及び消火活動

第1項	救助・救急活動	<input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 消防機関
第2項	消火活動	<input type="checkbox"/> 消防機関

第1項 救助・救急活動

《 基本方針 》

地震・津波災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・福祉医療班
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細については、地震災害対策編第2章第4節第1項「救助・救急活動」を準用する他、津波に対する措置に関しては、南海トラフ地震防災対策推進計画に明示している次の事項を講じて万全を期するものとする。

1. 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - 1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - 2) 津波からの避難誘導
 - 3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - 4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1) に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、町消防計画に定めるところによる。

第 2 項 消火活動

《 基本方針 》

地震・津波発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

消防組織法に規定するように消防責任は町にある。従って、消防活動は町がその責任において行うものであるが、大災害等で必要がある場合、または町が県へ支援要請した場合は、県が、必要な措置を補完するものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細については、地震災害対策編第 2 章第 4 節第 2 項「消火活動」を準用する。

第 6 節 医療救護活動

第 1 項 医療活動

- 福祉医療班
- 消防機関

第 1 項 医療活動

《 基本方針 》

大規模な地震及び津波発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第 2 章第 15 節「医療救護計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

町は、医師会等の協力を求めて医療活動を行うほか、必要に応じ、町域外の医療関係機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

被災地域内の医療機関等は、病院、建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧対策の要請を行う。

《 主な担当班 》

- ・福祉医療班
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細は、地震災害対策編第 2 章第 4 節第 3 項「医療活動」を準用する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項	陸上の交通対策	<input type="checkbox"/> 土木対策
第2項	緊急輸送のための交通の確保	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 土木対策 <input type="checkbox"/> 消防機関
第3項	緊急輸送	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 土木対策 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> J R 九州

第1項 陸上の交通対策

《 基本方針 》

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため、必要な措置を行うものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 土木対策

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第19節「交通対策計画」を準用する。

第2項 緊急輸送のための交通の確保

《 基本方針 》

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

地震及び津波発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 総務財政班
- ・ 土木対策
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

大規模な地震及び津波発生時における対策は、一般災害対策編 第2章第20節「緊急輸送計画」及び地震災害対策編第2章第6節第1項「緊急輸送のための交通確保」を準用する他、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

第3項 緊急輸送

《 基本方針 》

町は、あらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施する。特に、機動力や大量輸送が可能なヘリコプター等の活用を推進する。

また、必要に応じ、自らの緊急輸送を行うほか、輸送関係機関及び県に緊急輸送を要請する。

自衛隊は、知事等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両を用いて緊急輸送活動を実施する。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 総務財政班
- ・ 土木対策
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関
- ・ J R 九州

1. 緊急輸送対策の実施

地震災害対策編第2章第6節第2項「1. 緊急輸送対策の実施」を準用する。

2. 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の確保

一般災害対策編第2章第20節第2項「3. 緊急交通路」を準用する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

地震災害対策編第2章第6節第2項「2. 自動車運転者のとるべき措置」を準用する。

(3) 自動車運転者のとるべき義務

地震災害対策編第2章第6節第2項「3. 自動車運転者のとるべき義務」を準用する。

3. 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

一般災害対策編第2章第20節第7項「道路（緊急輸送道路）の応急復旧」を準用する。

4. 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

一般災害対策編第2章第20節第1項「5. 輸送力の確保」を準用する。

5. 鉄道の応急復旧

(1) JR九州における鉄道施設

一般災害対策編第2章第20節第1項「6. JR九州における鉄道輸送」を準用する他、津波発生時には以下の措置を講じ、万全を期するものとする。

地震発生時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

1) 災害対策本部の設置

防災業務計画（昭和62年8月総第36号）に基づく震度6弱以上（地震計が250ガル以上）の地震が発生した場合、自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

2) 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市町村・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

3) 応急措置の実施

ア. 初動措置

(ア) 津波警報・注意報が発表されたときは、あらかじめ定められた区間にある駅、保守現場長及び主要駅に連絡される。

a. 津波注意報の場合

指定された現場長は、駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。

状況に応じ列車の運転を見合わせる手配をとる。又、留置車両の安全地帯への引き上げ、移動の計画を検討する。

b. 津波警報（津波）の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。指令員等は対策本部と協議し、津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。又、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

c. 津波警報（大津波）の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。無人駅に入る旅客に対し「大津波警報が発表された」旨を伝える。指令員等は対策本部と協議し津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。又、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

d. 列車の運転見合せを解除する場合

列車の運転見合せの解除は、気象台及び県危機管理局からの情報により、支社対策本部において協議・決定する。

(イ) 津波の来襲の恐れがある場合の旅客や駅に滞在する者の避難誘導

イ. 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

4) 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、大災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

5) 鉄道の運行等に関する措置

ア. 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置については、前述の1)～4)の措置を講ずるものとする。

イ. 鉄道管理者は、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等をあらかじめ策定するものとする。

第8節 避難収容活動

第1項	避難誘導の実施	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 商工対策班
第2項	避難所の開設、運営	<input type="checkbox"/> 福祉医療班
第3項	被災者の把握	<input type="checkbox"/> 福祉医療班
第4項	避難生活環境の確保	<input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 水道班
第5項	要配慮者等を考慮した避難対策	<input type="checkbox"/> 福祉医療班
第6項	応急住宅の確保	<input type="checkbox"/> 土木対策班
第7項	広域一時滞在	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班

第1項 避難誘導の実施

大規模な地震及び津波発生時における対策は、一般災害対策編第2章第9節第2項「避難誘導及び移送」及び地震災害対策編第2章第5節「避難収容計画」を準用する他、特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する避難情報の発令を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・商工対策班

1. 大規模地震（津波）時における避難行動【 資料編*1*2 参照 】

（1）海浜部における避難の方法

必要な強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、あらかじめ指定された避難場所または高台に速やかに避難するよう避難指示（緊急）を発令する。

揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、避難指示（緊急）を発令し、直ちに海浜から離れ、あらかじめ指定された避難場所または、高台に速やかに避難することを原則とする。

津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。

（2）乗客等の避難誘導等

列車等の乗客や駅、海浜部に滞在する観光客・通行者等には、津波警報等の内容を広報し、避難情報の発令、避難誘導等の措置を行う。

2. 不特定かつ多数の者が出入する施設（病院、旅館等）

（1）津波警報等の顧客等への情報伝達

- 1) 津波警報等の情報を受信した場合、不特定かつ多数の者が出入する施設の患者、観客、顧客、宿泊者その他の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等の内容を広報し、避難指示（緊急）の措置を行う。
- 2) 顧客等が適切な避難行動が行えるよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。

第2項 避難所の開設、運営

大規模な地震及び津波発生時における対策は、一般災害対策編第2章第9節第2項「避難所の開設、運営」及び地震災害対策編第2章第5節第1項「4. 避難所の受入れ体制」を準用する他、特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

*1 ● 資料 波 2.8.1 「津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書」

*2 ● 資料 波 2.8.2 「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」

《 主な担当班 》

・福祉医療班

1. 施設の安全性を踏まえた措置

中・高層の建築物に出入りまたは入居している施設は、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合には、地域に予想される津波の高さより高い標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。

2. 避難所開設時に留意する事項

(1) あらかじめ準備する事項

町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおり。

<あらかじめ準備する事項>

◆避難所 初動期（発災直後）

1. 担当職員の配置

町は、発災後に迅速に避難所を開設するため、担当職員を派遣・配置する。なお、避難所の収容規模に応じて、担当職員数を定めるものとする。

2. 避難所の開設と及び施設の安全確認

避難所の開設は原則として、町職員の協力により行う。

<開設の流れ>

災害対策本部 ⇒ 福祉医療班（福祉課） ⇒ 開設
自主防災組織など ⇒ 開設 ⇒ 災害対策本部へ連絡

- 原則、町担当職員が避難所を開錠する。ただし、災害により町担当職員の参集が遅れることも予想されることから、自主防災組織などが合鍵を保管し、町の対応が遅れる場合には、住民自らが避難所を開設することも考慮する。
- 町担当者または施設管理者は、避難所の開設に向けて、避難所の被害状況や安全確認を目視で実施する。点検の結果、施設の安全が十分に確保される場合に避難所としての利用を決定する。

<応急危険度判定士の支援要請>

町担当者または施設管理者は、被害の規模などにより、避難所としての使用可否確認が必要な場合は、災害対策本部へ「応急危険度判定士」の派遣を要請する。

3. 避難所運営の準備

- 防災関連設備の防火設備、放送設備、非常用電源などの確認を行う。
- 備蓄物資の確認を行う。
- ガラス破片や転倒した備品などの散乱危険物の除去や清掃を実施する。
- 施設内のトイレが使用できるか確認を行う。

4. 避難スペースの確保

- 学校の場合は、避難所は原則、体育館（講堂含む。）を使用する。
- 避難所となる施設の全てが利用できるとは限らないことから、施設管理者などと協議の上、利用する部分を明確にし、それ以外の部分へは、原則立ち入り禁止とする。
- 居住スペースについては、避難者の占有面積は2㎡/1人を目安とし、実避難者数と収容スペースを考慮して、割り当てを行う。（全員分の居住空間を確保）
- 障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦などを優先して、居住空間を確保する。

5. 避難者の把握

避難所に避難した被災者の人数、世帯構成、被害状況、救助にあたり特別な配慮を要するものの状況を速やかに把握し、避難者名簿を作成する。その際、緊急を要する要望を同時に調査する。

6. 避難所開設の広報

災害対策本部は、町内の避難所についての開設状況や、食料・物資の配布状況を取りまとめ、広報を行う。広報は、防災行政無線（同報無線）、防災ラジオ放送を活用し、広く周知を行う。

7. 通信手段の確保

- 各避難所の電話・FAXの使用の確保（施設管理者への了承確認）
- パソコンによるインターネットの活用（施設管理者への了承確認）
- 携帯電話によるメールの活用
- 通信手段の遮断時には、伝令要員（急使：消防団員）を確保する。

(2) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

3. 避難所における救護上の留意事項

- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
- 1) 避難施設への収容
 - 2) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - 3) その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
- 1) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - 2) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - 3) その他必要な措置

第3項 被災者の把握

《 基本方針 》

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

《 主な担当班 》

- ・福祉医療班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第9節第3項「4. 避難者の状況把握」を準用する。

第4項 避難生活環境の確保

《 基本方針 》

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾患や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった町が行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

《 主な担当班 》

- ・福祉医療班
- ・環境水道班

計画の詳細は、一般災害対策編第 2 章第 9 節第 6 項「避難生活環境の確保」を準用する。

第 5 項 要配慮者等を考慮した避難対策

《 基本方針 》

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった町の行う要配慮者への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

《 主な担当班 》

- ・福祉医療班
- ・町民こども班

計画の詳細は、一般災害対策編第 2 章第 9 節第 7 項「要配慮者等を考慮した避難対策」及び地震災害対策編第 2 章第 5 節第 1 項「3. 要配慮者の避難対策」を準用する。

第6項 応急住宅の確保

《 基本方針 》

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、町は、県との連携のもと①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 土木建設班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第25節第1項「仮設住宅・住宅応急修理体制」及び地震災害対策編第2章第5節第2項「1. 応急仮設住宅の提供」を準用する。

第7項 広域一時滞在

《 基本方針 》

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、町への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 福祉医療班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第25節第2項「広域一時滞在」を準用する。

第9節 食糧、飲料水及び

生活必需品の調達、供給活動

第1項	食糧の供給計画	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 財政班
第2項	給水計画	<input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 水道企業団
第3項	生活必需品の供給	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班

第1項 食糧の供給計画

《 計画の方針 》

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 福祉医療班
- ・ 財政班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第17節「食糧供給計画」及び地震災害対策編第2章第6節第3項「2. 食糧供給、生活必需品等の確保」を準用する。

第2項 給水計画

《 計画の方針 》

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

《 主な担当機関 》

- ・水道班
- ・水道企業団

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第16節「給水計画」及び地震災害対策編第2章第6節第3項「1. 給水対策」を準用する。

第3項 生活必需品の供給

《 計画の方針 》

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

《 主な担当機関 》

- ・総務対策班
- ・福祉医療班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第18節「生活必需品等供給計画」及び地震災害対策編第2章第6節第3項「2. 食糧供給、生活必需品等の確保」を準用する。

第10節 保健衛生、防疫、ゴミ、 がれき処理等に関する活動

第1項	保健衛生対策の実施	<input type="checkbox"/> 福祉医療班
第2項	防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施	<input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 環境対策班
第3項	災害廃棄物対策	<input type="checkbox"/> 環境対策班

《 基本方針 》

地震・津波災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行うものとする。

第1項 保健衛生対策の実施

《 基本方針 》

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、町は、県との連携のもと、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスカケアを実施するものとする。

《 主な担当機関 》

- ・福祉医療班

【 津波災害対策編 】

〈第2章 第10節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動〉

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第21節第3項「食品及び保健衛生対策」及び地震災害対策編第2章第6節第4項「保健衛生、防疫等に関する活動」を準用する。

第2項 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

《 基本方針 》

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、町は、県との連携のもと、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

《 主な担当機関 》

- ・福祉医療班
- ・環境対策班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第21節第1項「防疫対策」、第3項「食品及び保健衛生対策」、第4項「愛護動物の救護」及び地震災害対策編第2章第6節第4項「保健衛生、防疫等に関する活動」を準用する。

第3項 災害廃棄物対策

《 基本方針 》

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等によるがれきの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ゴミ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

《 主な担当機関 》

- ・環境対策班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第21節第2項「災害廃棄物対策」及び地震災害対策編第2章第6節第4項「保健衛生、防疫等に関する活動」を準用する。

第11節 行方不明者等の搜索、

遺体の確認及び埋葬に関する活動

第1項	行方不明者及び遺体の搜索	<input type="checkbox"/> 消防対策部
第2項	遺体の確認、埋葬の実施	<input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 環境対策班

第1項 行方不明者及び遺体の搜索

《 基本方針 》

行方不明者及び遺体の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努めるものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 消防対策部

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第22節第1項「行方不明者及び遺体の搜索」を準用する。

第2項 遺体の確認、埋葬の実施

《 基本方針 》

遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図るものとする。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行うものとする。

《 主な担当機関 》

- ・福祉医療班
- ・環境対策班

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第22節第2項「遺体の確認、埋葬の実施」を準用する。

第12節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

第1項	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 高鍋警察署
第2項	帰宅困難者対策	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 商工対策班 <input type="checkbox"/> 高鍋警察署

第1項 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

《 基本方針 》

震災時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、警察は、震災時には早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・高鍋警察署

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第36節第1項「被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持」を準用する。

第2項 帰宅困難者対策

《 基本方針 》

地震・津波の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ まちおこし政策班
- ・ 高鍋警察署

計画の詳細は、一般災害対策編第2章第36節第2項「帰宅困難者対策」及び地震災害対策編第2章第9節第2項「帰宅困難者対策」を準用する。

第 1 3 節 ライフライン施設の応急復旧

第 1 項	ライフライン途絶時の代替対策	<input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 水道企業団 <input type="checkbox"/> ガス事業者 <input type="checkbox"/> 九州電力送配電株式会社 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社 (宮崎支店)
第 2 項	ライフライン施設の応急復旧	<input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 水道企業団 <input type="checkbox"/> ガス事業者 <input type="checkbox"/> 九州電力送配電株式会社 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社 (宮崎支店)
第 3 項	事業者間の連絡・協力	<input type="checkbox"/> 土木対策班 <input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 水道企業団 <input type="checkbox"/> ガス事業者 <input type="checkbox"/> 九州電力送配電株式会社 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社 (宮崎支店)

第 1 項 ライフライン途絶時の代替対策

《 基本方針 》

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震・津波発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

《 主な担当班 》

- ・水道班
- ・水道企業団
- ・ガス事業者
- ・九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）
- ・西日本電信電話株式会社（宮崎支店）

計画の詳細については、一般災害対策編第 2 章第 30 節「上水道施設災害応急対策計画」及び第 31 節「公益事業等施設災害応急対策計画」を準用する。

第2項 ライフライン施設の応急復旧

《 基本方針 》

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

《 主な担当班 》

- ・水道班
- ・水道企業団
- ・九州電力送配電（高鍋配電事業所）
- ・ガス事業者
- ・西日本電信電話株式会社（宮崎支店）

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第30節「上水道施設災害応急対策計画」及び第31節「公益事業等施設災害応急対策計画」を準用する他、津波に対する措置に関しては、南海トラフ地震防災対策推進計画に明示している次の事項を講じて万全を期するものとする。

1. 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおり。

(1) 上水道施設の応急復旧

1) 応急復旧基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておくこと。

2) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

3) 重要施設の優先的復旧

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようしておくものとする。

2. 電気

(1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な

措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

(2) 指定公共機関九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）が行う措置は、次のとおり。

1) 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、災害対策組織を設置する。

2) 災害時における復旧工事

災害に伴う復旧工事については、仮復旧、本復旧に関わらず、現場状況等に応じた迅速かつ効率的な工法により実施する。

3) 災害時における広報

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

3. ガス

(1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関宮崎県 L P ガス協会が行う措置は、次のとおり。

1) ガス施設災害応急対策計画

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人心及び生活の安定に積極的に寄与する。

ア. ガスボンベの転倒防止

感震遮断装置の設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。

イ. 火災発生対策

L P ガスが漏えいした場合、拡散しにくいいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家毎にガス使用をしゃ断し、広範囲に広がる場合は地域別に、または全域のガスの使用をしゃ断する等の措置をとる。

2) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象にした待機及び非常参集体制に基づく動員を行う。

4. 通信

(1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社等が行う措置は、次のとおり。

1) 災害時における電気通信設備の応急対策

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたることとしている。

ア. 対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室または災害対策本部を設置し、災害対策及び災害復旧対策の活動を速やかに開始する。

部外からの連絡先は、N T T宮崎支店設備部（0985-54-1908）

イ. 通信の利用の制限

災害が発生し、安否の問合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。

これは、通話量が通信整備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

ウ. 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの伝言ダイヤルボックスを活用することにより、輻輳緩和を図る。

エ. 災害時のお願い

- (ア) ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話はしばらく控えること。
- (イ) 地震等で受話器が外れたままになっていると、交換機が麻痺状態になり、せっかくかかってきた電話も通話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- (ウ) 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。（続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。）
- (エ) 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短にすませる。

2) 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

5. 放送

(1) 指定公共機関日本放送協会宮崎放送局及び指定地方公共機関株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎が行う措置は、次のとおり。

- 1) 放送機関はラジオにあっては番組間を利用し又は番組を中断し、テレビにあっては字幕又は番組を中断し、公衆に周知し、注意を喚起するものとする。

第 3 項 事業者間の連絡・協力

《 基本方針 》

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設や道路・港湾等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 土木対策班
- ・ 水道班
- ・ 水道企業団
- ・ 九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）
- ・ ガス事業者
- ・ 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）

計画の詳細については、一般災害対策編第 2 章第 31 節第 4 項「事業者間の連絡・協力」を準用する。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1項	被災者・町民への的確な情報伝達	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班
第2項	相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 防災関係機関
第3項	町民等からの被災者の安否確認について	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 高鍋警察署

第1項 被災者・町民への的確な情報伝達

《 基本方針 》

地震・津波災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・福祉医療班

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第37節第1項「被災者・町民への的確な情報伝達」を準用する。

第2項 相談窓口の設置

《 基本方針 》

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 福祉医療班
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第37節第2項「相談窓口の設置」を準用する。

第3項 町民等からの被災者の安否確認について

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 高鍋警察署

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第37節第3項「町民等からの被災者の安否確認について」を準用する。

第15節 二次災害の防止活動

第1項 水害対策	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 土木対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 農業対策班
第2項 建物等倒壊対策	<input type="checkbox"/> 土木対策班
第3項 爆発及び有害物質による二次災害対策	<input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 危険物取り扱い事業者
第4項 宅地等の崩壊対策	<input type="checkbox"/> 土木対策班

第1項 水害対策

《 基本方針 》

地震・津波発生により河川や海岸に支障が生じ、氾濫等による水害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・土木対策班
- ・福祉医療班
- ・農業対策班

1. 水害防止対策

計画の詳細については、地震災害対策編第2章第7節第1項「1. 水害防止対策」を準用する。

第 2 項 建物等の倒壊対策

《 基本方針 》

地震・津波により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・土木対策班

計画の詳細については、地震災害対策編第 2 章第 7 節第 2 項「建物等の倒壊対策」を準用する。

第 3 項 爆発及び有害物質による二次災害対策

《 基本方針 》

地震・津波による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

《 主な担当班 》

- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関
- ・危険物取り扱い事業者

計画の詳細については、地震災害対策編第 2 章第 7 節第 3 項「爆発及び有害物質による二次災害対策」を準用する。

第 4 項 宅地等の崩壊対策

《 基本方針 》

地震等により被災した宅地等が、余震またはその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 土木対策班

計画の詳細については、地震災害対策編第 2 章第 7 節第 4 項「宅地等の崩壊対策」を準用する。

第 1 6 節 自発的支援の受入れ

第 1 項	ボランティアの受入れ	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
第 2 項	義援物資、義援金の受入れ	<input type="checkbox"/> 財政班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班

第 1 項 ボランティアの受入れ

《 基本方針 》

大規模な地震・津波災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町防災関係の職員だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 福祉医療班
- ・ 生涯学習班
- ・ 社会福祉協議会

計画の詳細については、一般災害対策編第 2 章第 27 節「ボランティア応急活動計画」及び地震災害対策編第 2 章第 12 節第 1 項「1. ボランティアの受入れ」を準用する。

第 2 項 義援物資、義援金の受入れ

《 基本方針 》

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、町は、県及び関係機関と連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図るものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 財政班
- ・ 福祉医療班

計画の詳細については、一般災害対策編第 2 章第 28 節「義援金品計画」及び地震災害対策編第 2 章第 12 節第 1 項「2. 義援物資、義援金の受入れ」を準用する。

第18節 文教対策

第1項	学校教育対策	<input type="checkbox"/> 教育総務班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班
第2項	文化財保護対策	<input type="checkbox"/> 教育総務班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班

第1項 学校教育対策

《 基本方針 》

学校は、地震・津波発生時における児童生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・教育総務班
- ・生涯学習班

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第24節第1項「学校教育対策」を準用する。

第 2 項 文化財保護対策

《 基本方針 》

文化財の地震被害からの保護を図るため、教育委員会（県、町）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して耐震対策の必要性について意識啓発を図る。

町教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の耐震対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

《 主な担当班 》

- ・教育総務班
- ・生涯学習班

計画の詳細については、一般災害対策編第 2 章第 24 節第 2 項「文化財応急対策」を準用する。

第19節 農林水産関係対策

第1項	農産物応急対策	<input type="checkbox"/> 農業対策班
第2項	家畜応急対策	<input type="checkbox"/> 農業対策班
第3項	林産物応急対策	<input type="checkbox"/> 農業対策班
第4項	水産物応急対策	<input type="checkbox"/> 農業対策班

《 基本方針 》

大規模な地震・津波災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。

このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとする。

第1項 農産物応急対策

《 主な担当班 》

- ・ 農業対策班

計画の詳細については、地震災害対策編第2章第14節第1項「農産物応急対策」を準用する。

第 2 項 家畜応急対策

《 主な担当班 》

- ・ 農業対策班

計画の詳細については、地震災害対策編第 2 章第 14 節第 2 項「家畜応急対策」を準用する。

第 3 項 林産物応急対策

《 主な担当班 》

- ・ 農業対策班

計画の詳細については、地震災害対策編第 2 章第 14 節第 3 項「林産物応急対策」を準用する。

第 4 項 水産物応急対策

《 主な担当班 》

- ・ 農業対策班

計画の詳細については、地震災害対策編第 2 章第 14 節第 4 項「水産物応急対策」を準用する。

第3章 復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

第1項	被害が比較的軽い場合の基本的方向の決定	<input type="checkbox"/> 各課
第2項	被害が甚大な場合の基本的方向	<input type="checkbox"/> 各課

《 基本方針 》

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

第1項 被害が比較的軽い場合の基本的方向の決定

《 主な担当機関 》

・各課

計画の詳細は、一般災害対策編第3章第1節第1項「被害が比較的軽い場合の基本的方向」を準用する。

第2項 被害が甚大な場合の基本的方向

《 主な担当課 》

・各課

計画の詳細は、一般災害対策編第3章第1節第2項「被害が甚大な場合の基本的方向」を準用する。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1項	公共施設災害復旧計画	<input type="checkbox"/> 各課
第2項	激甚災害の指定	<input type="checkbox"/> 各課

第1項 公共施設災害復旧計画

《 主な担当機関 》

- ・各課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第2節「災害復旧事業の推進計画」を準用する。

第2項 激甚災害の指定

《 主な担当機関 》

- ・各課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第3節「激甚災害の指定」を準用する。

第3節 計画的復興の進め方

第1項	震災復興対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 各課
第2項	震災復興方針・計画の策定	<input type="checkbox"/> 各課
第3項	震災復興事業の実施	<input type="checkbox"/> 各課

地震・津波により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興にあたっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。

第1項 震災復興対策本部の設置

《 主な担当機関 》

- ・各課

一般災害対策編第3章第4節第1項「災害復興対策本部の設置」を準用する。

第2項 震災復興方針・計画の策定

《 主な担当機関 》

- ・各課

一般災害対策編第3章第4節第2項「災害復興方針・計画の策定」を準用する。

第3項 震災復興事業の実施

《 主な担当機関 》

- ・各課

一般災害対策編第3章第4節第3項「災害復興事業の実施」を準用する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1項	被災者への広報及び相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 総務課
第2項	生活確保資金の融資等	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項	雇用の確保	<input type="checkbox"/> 産業振興課
第4項	税対策等による被災者負担の軽減	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 税務課 <input type="checkbox"/> 各事業者
第5項	住宅確保の支援	<input type="checkbox"/> 都市建設課 <input type="checkbox"/> 福祉課

《 基本方針 》

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応える為、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

《 基本方針 》

町、県及び関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

《 主な担当機関 》

- ・総務課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第5節第3項「災害相談窓口」を準用する。

第2項 生活確保資金の融資等

《 基本方針 》

町及び県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、町及び県は、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 福祉課
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 消防本部

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第6節第1項「金融措置」、第3項「罹災証明の発行」を準用する。

第3項 雇用の確保

《 基本方針 》

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう公共職業安定所と連携し被災者の生活の確保を図る。

《 主な担当機関 》

- ・ まちおこし政策課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第5節第2項「雇用機会の確保」を準用する。

第4項 税対策等による被災者負担の軽減

《 基本方針 》

地震・津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 税務課
- ・ 各事業者

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第5節第4項「租税の徴収猶予及び減免等」及び第6節第2項「郵政事業の特例措置」を準用する。

第5項 住宅確保の支援

《 基本方針 》

応急仮設住宅から恒久・良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

《 主な担当課 》

- ・ 都市建設課
- ・ 福祉課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第5節第1項「住宅の確保」を準用する。